



くらしのほっと通信

- P.2 ケータイ&スマホ
- P.3 自転車
- P.4 自転車のマーク
実習講座募集・メール相談

もう「押し買い」はできなくなりました!!

～特定商取引法が改正され「訪問購入」のルールができました～

「いらない着物を買取ります」と業者から電話があり、家へ来てもらうと「**貴金属**はないか」と執拗に迫ってきた。怖くなって、金の指輪とネックレスを出したら5千円で買い取られた。取り戻したいが連絡先もわからない。

などといったトラブルが多発したことから、特定商取引法が改正され、「訪問購入」も規制の対象となりました。**違反した業者は業務停止命令や罰則の対象となります。**改正のポイントをご紹介します。

勧誘時には

業者は…飛び込みの勧誘はできません!

自宅へ来てもらった場合でも「見積り」や「査定」のみを依頼した場合や、依頼をした物品(例:着物)以外のもの(例:貴金属)の買取りの勧誘もできません。取引を断った消費者を再度勧誘することはできません。

買取ってもらう ことになったら

業者は…書面を交付しなければなりません!

業者の連絡先、物品の種類や特徴、買取り価格、クーリング・オフや引渡しの拒絶※について記載された書面が交付されます。

消費者は…クーリング・オフできます

書面を受取ってから8日間は、無条件で契約を解除できます。

※ 引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中は、売却する物品を業者に渡さず、手元に置いておくことができます。業者はその旨を告げることが義務付けられています。



要注意!!

電話での勧誘は禁止されていませんが、業者は業者名や買取る物品の種類等を明示することになっています。また、再勧誘の禁止など同様に規制されます。

要注意!!

貴金属などを渡してしまうと、転売されたり、溶かされて現物を取り戻すことができない場合があります。



トラブルを 避ける ためには

勧誘を受けたとき…不審な相手や強引な勧誘は、キッパリと断る!

契約するとき…本当に売却したいのかよく考えて

契約したら…クーリング・オフ期間中は物品を渡さずに、売却するかももう一度、冷静に考えてみましょう

原則、すべての物品が対象ですが、下記は規制の対象外です

- 自動車(二輪を除く)
- 家具
- 家電(携行が容易なものを除く)
- 本、CDやDVD、ゲームソフト類
- 有価証券(商品券や株など)
- 消費者自ら自宅での契約を請求した場合
- いわゆる「御用聞き」「常連取引」や転居に伴う売却の場合



相談

月～金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

ケータイ&スマホ…何が違うの？

今では、ケータイの出荷台数を上回っているスマートフォン。どちらも情報通信サービスを利用するための機械である「端末」と呼ばれ、同じような機能を使えますが、実は大きな違いがあります。

簡単に 言うと…	ケータイ いろいろな機能が付いた電話機	スマホ 電話もできるパソコン
-------------	-------------------------------	--------------------------



ケータイを買い替えようと思ったら、スマホばかり勧められる!? ケータイじゃいけない??

携帯電話
(ケータイ)

(フィーチャーフォン、ガラケー、ガラパコス・ケータイ)

||

電話機

付加された機能

メール カメラ ゲーム

インターネット 音楽再生

電子マネー 万歩計 など

- あらかじめインストール(内蔵)された機能のみを使うのでウイルス感染の心配がない

スマートフォン = **パソコン**
(スマホ)

OS(コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。androidやiOSなど)、ブラウザ(webサイトを閲覧できる)を内蔵。

アプリケーションソフト(アプリ)

メール インターネット
通話 カメラ など

ダウンロード

通信や動作が不安定な場合がある

- あらかじめインストールされているものもあるが、使いたい機能、好みのアプリをダウンロードして使う。情報管理は個人。
- あやしいアプリからウイルスに感染する危険性があり、自己責任でセキュリティ対策が必要

提供元不明のアプリには要注意!!

GPS 画像処理 無料メール

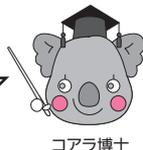
動画配信 音楽再生

ゲーム SNS 不正アプリ

着メロ 電子書籍

ウイルス

スマホは、せっかくの機能を使わないと金に割高感が…。通話とメールだけならケータイが使いやすいかも。



要注意!! スマホからの情報の流失

撮った写真で位置情報を知られたり、個人情報流失させるアプリもあります。情報を盗む目的の不正アプリがメールで届く手口も横行しています。

どちらにするか、よく考えましょう

スマホも携帯も様々なタイプが販売されていますが、購入後、「うまく操作できないので解約したい」と思っても、一方的に解約はできません。購入する場合は、事前に情報を集め比較検討が必要です。契約する時には、操作だけでなく、料金のしくみや契約内容などわからないことは確認しましょう。**自分が使いたい機能は何なのか、利用目的や通信費なども考えてケータイとスマホのどちらが自分に合っているかをよく考えて選ぶことが重要です。**

購入後も、料金プランが自分の使い方に合っているかなど時々、店で調べてもらってお得に利用しましょう。

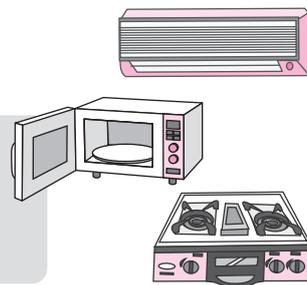


リコール情報をご確認ください!

リコール(無償改修・回収等)製品で、火災等の重大事故が発生しています! 対象製品をお持ちの場合は直ちに使用を中止して、事業者へ連絡してください。

下記サイトで該当製品がないか確認できます(当センターHP生活安全情報からもアクセスできます)

- 消費者庁 リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>
- 事故情報データベースシステム http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) <http://www.jiko.nite.go.jp/>
- 経済産業省 製品安全ガイド http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html





自転車と上手につきあいましょう

自転車に乗るには最適な季節…

通勤通学のほか、身近な乗り物である自転車は大変便利ですが、事故も少なくありません。国民生活センターによると、6～19才の商品別の危害発生状況では自転車が1位となっています。(消費生活年報2012) 安心して乗るために知っておきたいポイントをご紹介します。

購入するときは

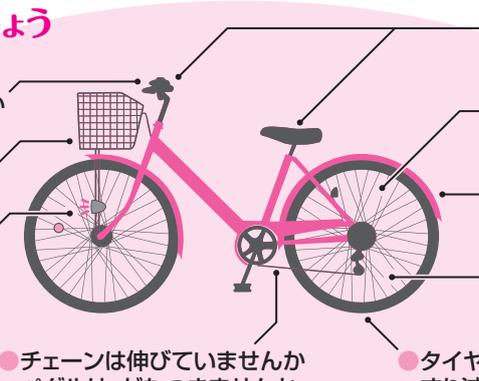
「買ったばかりの自転車が乗りにくいのでクーリング・オフしたい」という相談が寄せられることがあります。店舗やインターネットなど通信販売で購入した場合、クーリング・オフは適用されません。購入してから後悔しないように、乗る人の身長や用途などに合わせて慎重に選ぶことが大切です。また、安全性を示す**SGマーク**や**BAAマーク**が付いているか確認しましょう。

マークは次ページへ▶

乗るときは

安全基準をみたした自転車でも、整備を怠ったまま使用を続けていると、ネジがゆるむなど事故の原因になることがあります。

乗る前には点検しましょう

- 
- ブレーキは適切に効きますか
変な音はしませんか
 - カゴは固定されていますか
ペルはなりませんか
 - ライト・反射板は
固定されていますか
ライトはつかますか
 - チェーンは伸びていませんか
ペダルは、がたつきませんか
 - ハンドルやサドルは
ぐらついていませんか
 - フレームに
亀裂やサビはありませんか
 - 泥除けは車輪にかすらず、
しっかり固定されていますか
 - スポークにゆるみや
切れはありませんか
 - タイヤの空気は充分に入っていますか
すり減っていませんか



がたつきや異音などがあれば、早めに整備することが大切です。
なお、自転車安全整備士のいる店で整備を受けると**TSマーク**付帯保険に加入できます。

自転車には車やバイクのように、事故を起こして
他人にケガをさせたときの自賠責保険の制度がありません。
自分がケガをした場合にも備えて、保険に加入することも考えましょう。

自分のケガに備えるには…

- 傷害保険
- TSマーク付帯保険

相手にケガをさせた場合…

- 個人賠償責任保険 ←
- TSマーク付帯保険
(死亡または重度後遺障害を負わせて
法律上の賠償責任が発生した場合)

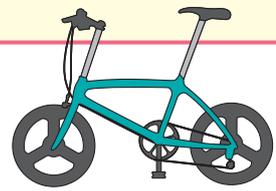
「個人賠償責任保険」は、自動車保険や火災保険、傷害保険などの特約として契約でき、自分だけでなく家族が起こした事故もカバーします。いま加入している保険にすでに付加している場合もありますので、一度、ご確認ください。

参考：一般社団法人 日本損害保険協会HP

速いスピードで歩行者の横をすり抜けていく自転車に怖い思いをすることも。事故を防ぐためにはマナーを守って安全運転を心がけましょう。



自転車関連のマーク



SGマーク

一般財団法人 製品安全協会のSG基準を満たした、日常使用する製品に付けられるマークです。自転車本体はもちろん、幼児用座席やヘルメットなどにも基準があります。製品の欠陥により人身事故が起きた場合には賠償が受けられます。



BAAマーク

一般社団法人 自転車協会が定める「自転車安全基準」、JIS(日本工業規格)をベースに、ブレーキやフレームなど約90ヶ所におよぶ厳しい検査に合格した自転車に付けられるマークです。万が一、製造上の欠陥で事故が発生した場合にはメーカーまたは輸入事業者の責任で補償されます。



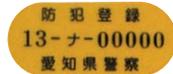
TSマーク

公益財団法人 日本交通管理技術協会が定めている、自転車安全整備士により整備を受けた自転車に付けられるマークです。安全な自転車であることを示すとともに、万一事故が起きた場合には自分が事故にあった時だけでなく、第三者に傷害を負わせてしまった場合にも補償が受けられます(有効期間は1年)。整備費用のほかに負担はありませんが、補償額によって**第一種(青色)**と**第二種(青色)**があり、店舗によってつけられるマークが異なりますので、加入を希望する場合は、どのマークを扱っているのか確認した上で、加入の希望を伝えましょう。



自転車防犯登録制度

自転車の所有者に登録義務があります。愛知県自転車防犯登録協会に加盟している自転車販売店で登録でき、登録料金は525円、有効期間は8年です。期間が過ぎたときや所有者が変わったり、引っ越した場合などは再登録をお忘れなく!!



4月1日から「電子メールによる相談受付」を開始しました



- 対象** 名古屋市在住・在勤・在学の方
- 相談内容** 消費者と事業者の間に生じる契約トラブルなどの消費生活相談
- 名古屋市消費生活センターウェブサイトの「電子メールによる相談受付」をご利用ください
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

5月は「消費者月間」です 消費者月間実習講座 受講者募集 受講料無料

「いろいろな大豆を使った豆腐作り」

食の実習体験～原材料から加工食品を作る～を通して、食品添加物など食に関する知識や食の安全・安心について学びます。



- 日時** 5月23日(木)午前9時30分から正午
- 開催場所** 名古屋市消費生活センター 消費者開放試験室 (伏見ライフプラザ10階)
- 募集人数** 24名 **持ち物** 筆記用具、エプロン、タオル、マイ箸
- 応募方法** 5月16日(木)午前9時より電話受付(住所・氏名・電話番号)で先着順
名古屋市消費生活センター ☎222-9679までお申し込みください。

利用のご案内

相談室

- 受付時間** 月～金曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9671** 消費生活相談・金融商品等特別相談
- TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
- TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談
- 受付時間** 土・日曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談
- ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
- ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

- 開館時間** 月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
- TEL **052-222-9677**
- ※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙ハルブを含む再生紙を使用しています。